



○長野県告示第28号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

木祖村

2 事業の種類

(仮称)木祖村村営墓地造成事業

3 起業地

(1) 収用の部分

木曽郡木祖村大字數原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件(収用適格事業)

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する墓地」に該当する。

(2) 法第20条第2号要件(起業者の意思と能力)

本件事業の起業者である木祖村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件(事業計画の公益性)

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する木祖村は、近年、若者の流出と過疎化に悩み、優良な住宅地を確保し人口の定着を図ることを重要施策の一つとし、宅地造成、村営住宅建設により、Iターンした住民や世帯分離した住民に対する住宅の供給に努めているところであるが、同時に、これらの住民からは墓地提供についての希望も強くなっている。

そこで、村が平成13年9月に村内全世帯を対象に墓地需要調査を行ったところ、

68世帯から申込みの希望があり、このほかにも、村外に住む村出身者等から墓地の提供を希望する声が寄せられている。

村内に現在ある3か所の共同墓地には合計で517区画があるが、内訳は、森林組合所有が470区画、寺所有が20区画、村所有がわずか27区画となっている。しかし、3か所とも空き区画がない上敷地の拡張も困難で、区画の多くを所有する森林組合に墓地増設の計画はなく、現状では住民が新たに墓地を確保することができない状況にある。

本件事業が施行されれば、現に納骨を必要としている世帯に対してはもちろん、平成15年度以降5年間で需要が生じると予測される世帯、既存の墓地が狭いため移転を希望する世帯及び村外に住み村内に墓地を求める村出身者等へも安定した墓地の提供が可能になる。

また、村が墓地を経営することにより、その永続性が保たれるとともに、非営利性も確保されるため、住民が将来にわたり安心して利用できることが期待される。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、木祖村において候補地を2か所選定し、その比較検討をした結果、経済性において優れていることが認められる。また、起業地付近には以前火葬場があったことが地元では知られているため、一帯の土地は墓地等の目的での利用が望ましいという住民の意識があり、本件事業の施行に理解が得られやすいこと、さらに、村の「墓地等の経営の許可等に関する条例」に規定する設置場所の条件も満たしていることから、墓地造成に伴う付近住民の生活環境への影響や周辺の土地利用への影響は極めて少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

木祖村は、墓地の区画数算定の際に、村内全世帯を対象に需要調査を行うなど、適切な調査を行っていると考えられることから、算定された数はおおむね適正であると認められ、また、駐車場、管理道路、緑地等の規模も適正であると認められ、起業地は、本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

木祖村に現在ある3か所の共同墓地は、いずれも空き区画がなく、敷地の拡張も困難でこれ以上区画の確保ができないため、村は、行政の立場から、墓地を求める住民へ対応する必要に迫られており、新たな墓地の造成が急務となっている。そこ

で、本件事業が施行されれば、墓地不足が解消されるとともに、村が設置することにより住民が安心して利用できるようになり、生活環境の向上が図られるものと考える。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

- 5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
木祖村役場

企画課

○長野県告示第29号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年1月20日

長野県知事 田中康夫

- 1 起業者の名称

塩尻市

- 2 事業の種類

平出遺跡史跡公園整備第3期5区事業

- 3 起業地

- (1) 収用の部分

塩尻市大字宗賀字平出地内

- (2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園」に該当する。

- (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である塩尻市は、史跡平出遺跡の一部を起業地へ編入することについて文化庁長官の同意を得ており、また、事業遂行について必要な財源措置を

講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していると判断される。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する平出遺跡は、昭和20年代の発掘調査により、縄文時代から平安時代にわたる大集落跡であることが判明し、重要な遺跡であると評価され、昭和27年3月に国の史跡に指定された。起業地内においても、昭和20年代に小発掘が行われ、古墳時代の住居あとが2か所発見されている。

史跡指定後50年が経過した現在、遺跡周辺では、都市計画道路の開通、産業団地の開発計画等が進む中、農業後継者不足に伴い賃貸借により利用される農地が増加する傾向にある。遺跡内の農地においても同様の状況にあり、史跡指定地内であることを十分認識していない者の不用意な掘削や樹木の植栽等により遺構破壊のおそれが生じている。

そこで、起業者は、史跡平出遺跡保存管理計画に基づき、平成9年度から平成22年度までにかけて、史跡指定の範囲内で遺構の存在が確実と見込まれる区域を買収の上、発掘調査し、遺構を保存しつつ史跡公園として整備するための事業を進めているところである。

起業地は、起業者が第3期5区事業として本件事業を施行する場所であり、平成13年度に事業化した4区、平成15年度に事業化予定の6区とともに、平出遺跡における縄文時代から古墳時代にかけての中核的な場所として重要視され、本格的な発掘調査が進めば、更に多くの遺構・遺物が発見されるものと期待されている。

本件事業が施行されれば、遺構の破壊が防止できるとともに、未確認部分の遺構の発掘調査と保存整備により、貴重な文化遺産を後世に引き継ぐことができる。

また、発掘調査終了後には、古墳時代の復元住居を中心に古代の生活や景観を復元した古代農村集落エリア、食料とされた樹種を植栽し生活環境を再現した古代の森等起業地が史跡公園の一部として整備されることにより、市民の歴史学習の場、憩いの場として活用されることが大いに期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

本件事業は、遺構を発掘調査し、埋め戻した後、盛土や植栽を行うなど、平出遺跡を史跡公園として整備するもので、土地の現状変更を最小限にとどめていると認められるため、自然環境や周辺住民の生活環境への影響は極めて少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

起業地は、平出遺跡のほぼ中心部に位置し、過去の小発掘で古墳時代の住居あとが発見され、貴重な遺構の存在が確実であるとされている場所であり、起業者

が遺構を保存し、発掘調査結果に基づき古墳時代の生活等を復元又は再現した史跡公園として活用を図ろうとする本件事業を施行する上で必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

平出遺跡は、国指定の史跡として重要な位置付けがなされているが、(3)アで述べたとおり、遺構破壊のおそれが生じているため本格的な発掘調査と保存が急務となっている。また、本件事業の施行により、遺構を保存し、史跡公園として整備することにより、市民が歴史学習と憩いの場として活用する機会が増えれば、地域における平出遺跡の保護に対する意識の高揚を図ることができるを考える。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

塩尻市役所

企画課

○長野県告示第30号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護若しくは施設介護を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年1月20日

長野県知事 田中 康夫

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
福祉用具 貸与	有限会社木下リネンサプライ	下伊那郡阿智村大字 駒場441番地3	有限会社木下リネンサプライ ホームケア事業部	飯田市座光寺1351番 地2	平成14年12月1日

2 介護療養型医療施設

施設の種類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
介護療養型医療施設	金澤病院	佐久市大字岩村田804番地	平成15年1月1日

厚生課

○長野県告示第31号
生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2 第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、
指定を受けた介護機関から主たる事務所の名称及び所在地が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年1月20日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変 更 事 項		変更年月日
					新	旧	
訪問介護	エフビービー介護サー ビス株式会社	佐久市大字長土 呂862番地2	エフビービー介護サー ビス	佐久市大字猿 保799番地6	エフビービー介護サー ビス株式会社 佐久市大字長土呂862番地 2	エフビービー介護サー ビス株式会社 佐久市大字猿 保799番地6	平成14年 10月1日
福祉用具 貯与	エフビービー介護サー ビス株式会社	佐久市大字長土 呂862番地2	エフビービー介護サー ビス	佐久市大字長土 呂862番地2	エフビービー介護サー ビス株式会社 佐久市大字長土呂862番地 2	エフビービー介護サー ビス株式会社 佐久市大字猿 保799番地6	平成14年 10月1日

厚 生 課

○長野県告示第32号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、指定を受けた介護機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年1月20日

長野県知事 田中 康夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
福祉用具 賃与	有限会社木下リネンサプライ	下伊那郡阿智村大字 駒場441番地3	有限会社木下リネンサプライ ホームケア事業部	下伊那郡阿智村大字 駒場239番地8	平成14年1月31日

厚生課

○長野県告示第33号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 路線名 256号

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡阿智村智里494番の12地先から

下伊那郡阿智村智里494番の12地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

2(1) 路線名 青木東鼎線

(2) 供用を開始する区間

飯田市鼎青木4365番の1地先から

飯田市鼎青木4086番の4地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

3(1) 路線名 上飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡上村520番地先から

下伊那郡上村448番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

4(1) 路線名 上飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡喬木村9113番の4地先から

下伊那郡喬木村7833番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

5(1) 路線名 上飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡喬木村7798番の3地先から

下伊那郡喬木村7761番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

6(1) 路線名 上飯田線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡喬木村6439番の2地先から

下伊那郡喬木村6458番の1地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

7(1) 路線名 大平山松葉線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡壳木村1177番の363地先から

下伊那郡壳木村1177番の363地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

8(1) 路線名 長沢田村線

(2) 供用を開始する区間

下伊那郡豊丘村神稲154番の1地先から

下伊那郡豊丘村神稲151番の2地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成15年1月20日

道路維持課

○長野県告示第34号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月20日

長野県知事 田中康夫

1 路線名 姨捨停車場線

2 供用を開始する区間

更埴市大字鎌物師屋字柳原下725番の7地先から

更埴市大字桜堂字欠口100番の1地先まで

3 供用を開始する期日 平成15年1月20日

道路維持課

○長野県告示第35号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 256号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿智村智里494番の12地先から 下伊那郡阿智村智里494番の12地先まで	旧	m 12.0～29.0	km 0.1000
同 上	新	m 12.8～29.0	km 0.1000

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 青木東鼎線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市鼎青木4365番の1地先から 飯田市鼎青木4086番の4地先まで	旧	m 5.0～12.4	km 0.1950
同 上	新	m 16.0～29.2	km 0.1950

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡上村520番地先から 下伊那郡上村448番の3地先まで	旧	m 6.2~23.8	km 0.4728
同 上	新	m 6.2~28.4	km 0.4728

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村9113番の4地先から 下伊那郡喬木村7833番の2地先まで	旧	m 3.5~8.5	km 0.3000
同 上	新	m 5.0~15.0	km 0.3000

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村7798番の3地先から 下伊那郡喬木村7761番の1地先まで	旧	m 3.8~18.0	km 0.9072
同 上	新	m 3.8~27.0	km 0.9072

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 上飯田線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡喬木村6439番の2地先から 下伊那郡喬木村6458番の1地先まで	旧	m 6.0~11.6	km 0.1000
同 上	新	6.0~15.8	0.1000

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大平山松葉線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡壳木村1177番の363地先から 下伊那郡壳木村1177番の363地先まで	旧	m 5.0~21.0	km 0.0965
同 上	新	14.8~37.0	0.0965

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 長沢田村線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡豊丘村神稻154番の1地先から 下伊那郡豊丘村神稻151番の2地先まで	旧	m 5.6~15.0	km 0.1727
同 上	新	9.4~23.5	0.1681

道路維持課

○長野県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年2月4日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年1月20日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 小峰稻荷山線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
更埴市大字稻荷山字篠山2617番の14地先から 更埴市大字稻荷山字篠山2617番の1地先まで	旧	m 6.0～24.6	km 0.1710
同 上	新	m 14.0～29.8	km 0.1710

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 白石更埴線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
更埴市大字屋代字七ツ石34番の3地先から 更埴市大字屋代字内田100番の4地先まで	旧	m 8.8～9.6	km 0.2493
同 上	新	m 12.2～12.4	km 0.2493

道路維持課

○長野県上小地方事務所告示第1号
長野県木材業者及び製材業者登録条例（昭和28年長野県条例第66号）第12条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のように抹消しました。

平成15年1月20日

登録番号 14-A2-20 抹消年月日 平成14.12.27 氏名（又は名称） 丸山一男 住 所（又は所在地） 上田市大屋238
業 廉
抹消の理由 廉

林業振興課